

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)
	高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号

目 次	ページ
規 則	
◎高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例 施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 (障害保健福祉課)	7
◎鳥獣保護区の存続期間の更新 (鳥獣対策課)	7
◎特別保護地区の指定 (")	8
◎特定猟具使用禁止区域(銃)の指定 (")	8
○認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定 (")	10
○保安林の指定予定の通知(2件) (治山林道課)	11
○漁港漁場整備法に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還(5件) (漁港漁場課)	11
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	12
○道路の区域変更 (道 路 課)	13
○道路の供用開始 (")	13
○高知県収入証紙売りさばき所の所在地の変更の承認 (会計管理課)	13
公 告	
○河川整備計画の策定(2件) (河 川 課)	13
高知県教育委員会規則	
◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則	14
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示(公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設)の一部改正 (9・6 掲示)	14
高知県人事委員会規則	
◎公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	15
落札公告	
○落札者等の公告 (総務事務センター)	15
正 誤	
◎正誤(平29・4・21付け 人事委員会規則ほか)	16

規 則

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第76号

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成2年高知県規則第16号)の一部を次のように改正する。
別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
電話番号
(法人その他の団体の場合は、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県工業技術センター企業化支援研究室利用許可申請書

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例第3条第1項の規定により高知県工業技術センターの企業化支援研究室の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用の目的				
創業（予定）年月日	年 月 日			
業種				
主な技術開発力				
利用希望期間	年 月 日～ 年 月 日			
利用希望研究室	オフィス仕様	29㎡	42㎡	84㎡
	理科学実験室仕様	29㎡	42㎡	
利用予定者の連絡先	住所			
	氏名			
	電話番号			
備考				

- 注 1 「利用希望研究室」欄は、希望するものを○で囲んでください。
2 別紙の事業計画書及び会社等の概要を記載したパンフレット等を添えてください。

別記

事業計画書

1 申請者の概要

生年月日及び年齢（法人その他の団体の場合は、代表者の生年月日及び年齢）	年 月 日 歳	
現住所及び電話番号（法人その他の団体の場合は、代表者の現住所及び電話番号）		
経歴（法人その他の団体の場合は、社歴等）		
資格、特許等		
申請時の状況	創業年月日	年 月 日
	業種	
	資本金	万円
	法人登記年月日	年 月 日
	製造又は販売品目	
	年間売上高	万円
	既存施設の規模	
	既存の研究室の概要	
創業していない場合は、現在の状況		

2 事業内容等

実施する試験又は研究				
創業予定年月日	年	月	日	
法人登記予定年月日	年	月	日	
予定資本金	万円			
従業員等	常勤	臨時	合計	名
	男性 ()	()	小計 ()	名
	女性 ()	()	小計 ()	名
通常企業化支援研究室を利用する研究者	氏名	経歴		

- 注 1 「実施する試験又は研究」欄は、企業化支援研究室で行う事業等について記入してください。
- 2 「創業予定年月日」欄、「法人登記予定年月日」欄及び「予定資本金」欄は、今後創業する場合にのみ記入してください。

3 研究室の利用の必要性

研究室の利用を希望する理由				
今後の工業技術センターの活用予定	1 機器利用	2 依頼試験	3 技術相談	4 共同研究
	具			
	体			
	的			
	な			
	内			
	容			

注 工業技術センターを活用する予定があれば、いずれか該当するものの番号を○で囲み、具体的な内容を記入してください。

4 試験・研究の内容

試験・研究に至った背景	
試験・研究の目的及び目標	
目標達成のために解決すべき課題	
課題の解決方法	
3年後の成果目標	
アピールポイント	

5 利用要件の確認

振動	1 有 2 無
	内容及び対策
騒音	1 有 2 無
	内容及び対策
毒劇物の取扱い	1 有 2 無
	内容及び対策
その他（臭気等）	1 有 2 無
	内容及び対策

注 それぞれの項目について、いずれか該当するものの番号を○で囲み、「有」の場合は、内容及び対策について記入してください。

6 事業実施計画

	試験又は研究の内容（概略）	試験又は研究の費用
1年目		千円
2年目		
3年目		
事業化目標（入居から 年後）		

注 企業化支援研究室に入居してから行う試験又は研究について記入してください。

別記第4号様式中「従ってください。」を「従ってください。指示に従わないときは、退去を命ずることがあります。」に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第5条の3関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

電話番号

（法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

高知県工業技術センター企業化支援研究室利用期間延長許可申請書

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例第3条第5項の規定に基づき高知県工業技術センターの企業化支援研究室の利用期間の延長の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用期間の延長を希望する理由	
利用許可番号	年 月 日付け 第 号
利用の許可を受けた研究室	
利用の許可の期間	年 月 日～ 年 月 日
延長を希望する期間	年 月 日～ 年 月 日
備考	

別記

試験・研究状況報告書

1 入居後に実施した試験又は研究の概要

2 利用期間の延長を希望する期間に実施する試験又は研究の概要

3 利用期間の延長により期待される成果（研究開発、実用化、事業化又は企業化へどのようにつながるか。）

- 注 1 必要に応じ、図、グラフ、写真等を用いて、分かりやすく説明してください。
- 2 企業化支援研究室の利用期間の延長の許可が認められるのは、次のいずれかに該当する場合に限られます。
- (1) 利用者が現在着手している試験又は研究について、研究室の利用期間を延長することによって当該試験又は研究の成果が得られると知事が認めるとき。
 - (2) 天災その他の予測することができない事態により試験又は研究が中断されたため、利用の許可を受けた期間内に当該試験又は研究を終了させることができないと知事が認めるとき。

4 実施計画書

	試験又は研究の内容	進捗状況
1年目		
2年目		
3年目		
4年目		
5年目		

注 既に企業化支援研究室を利用した期間にあってはその内容及び実績を、企業化支援研究室の利用期間の延長をしようとする期間にあっては試験又は研究の計画及び目標を記入してください。

別記第6号様式中「第4条」を「第5条の3」に、「従ってください。」を「従ってください。指示に従わないときは、退去を命ずることがあります。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第626号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

平成29年9月15日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に関する診療科において担当する医療の種類	指定年月日
あすなる薬局	土佐市高岡町甲2043-4	育成医療及び更生医療		平成29年8月1日

高知県告示第627号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき指定した天行寺鳥獣保護区、大津鳥獣保護区、鏡ダム鳥獣保護区、佐川町西組鳥獣保護区、横倉鳥獣保護区及び太郎川公園鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第7項ただし書の規定に基づき次のとおり存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により当該鳥獣保護区の名称、区域及び存続期間を告示する。

平成29年9月15日

高知県知事 尾崎 正直

名称	区域	存続期間

天行寺鳥獣保護区	南国市成合の国道32号と林道祇園線との接点を起点とし、同所から同林道を北西進し境谷との接点に至り、同所から同谷を北進し同市と香美市との境界との接点に至り、同所から同境界を北東進及び南進し四国電力株式会社の送電線の直下との接点に至り、同所から同送電線の直下を西進し南国市天行寺と才谷との大字界との接点に至り、同所から同大字界を北西進し同国道との接点に至り、同所から同国道を北東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成29年11月15日から平成39年11月14日まで
大津鳥獣保護区	高知市大津の市道大津5号線と舟入川左岸との交点（鹿児橋南詰め）を起点とし、同所から同左岸を北東進し同市と南国市との境界との接点に至り、同所から同境界を南進し国道195号との接点に至り、同所から同国道を南西進し農道明見介良線との接点に至り、同所から同農道を南進し同境界（明見橋南詰め）に至り、同所から同境界を西進、南東進及び東進し国道55号との交点に至り、同所から同国道を西進し市道大津114号線との接点に至り、同所から同市道を北進し農道との接点に至り、同所から同農道を北進し市道大津112号線との接点に至り、同所から同市道を北西進し市道187号線との接点に至り、同所から同市道を北進し国道195号を経て市道大津5号線との接点に至り、同所から同市道を北進して起点に達する線に囲まれた区域	平成29年11月15日から平成39年11月14日まで
鏡ダム鳥獣保護区	高知市鏡今井川口の県道高知伊予三島と県道南国伊野との接点（川口橋北詰め）を起点とし、同所から同県道を北東進し同市の旧鏡村と旧土佐山村との境界との接点に至り、同所から同境界を南東進し同市鏡今井字青木2878番地1に至り、同所から同市鏡大利字下モヲヨケ1392番地2（林道大利線の終点）に直進し更に同林道を南進し市道鏡133号線との接点に至り、同所から	平成29年11月15日から平成39年11月14日まで

	同市道を南進し市道鏡2号線との接点に至り、同所から同市道を南西進し県道高知伊予三島との接点に至り、同所から同県道を北進して起点に達する線に囲まれた区域	
佐川町西組鳥獣保護区	高岡郡佐川町西組の町道斗賀野西山線と国道494号との交点を起点とし、同所から同国道を南進し高知県畜産試験場南東端との接点に至り、同所から同試験場と私有地界の尾根を西進し四国電力株式会社送電線西端直下との交点に至り、同所から同送電線を北進し同町道との交点に至り、同所から同町道を東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成29年11月15日から平成39年11月14日まで
横倉鳥獣保護区	高岡郡越知町の林道横倉長者線と四国のみち横倉修験の道との接点を起点とし、同所から同四国のみちを西進し横倉山県立自然公園境界との接点の三角点（標高774.3メートル）に至り、同所から同境界を南西進及び北西進し同林道との接点に至り、同所から同林道を東進して起点に達する線に囲まれた区域並びに同林道と国道33号との接点を起点とし、同国道を南進し町道文徳五味線との接点に至り、同所から同町道を南進し横倉山遊歩道との接点に至り、同所から同遊歩道を西進し同林道との接点に至り、同所から同林道を北進及び南進して起点に達する線に囲まれた区域	平成29年11月1日から平成39年11月14日まで
太郎川公園鳥獣保護区	高岡郡禰原町飯母の国道197号の第2トンネルの南口を起点とし、同所から同国道を北東進し同国道の化粧坂トンネルの西口の町道禰原野越線との接点に至り、同所から同町道を東進し神在居峠の町道河野士線との接点に至り、同所から同町道を西進し旧開拓パイロット造成地との接点に至り、同所から同造成地の東側を南西進し同町道との接点に至り、同所から同町道を西進し同町飯母3015番地1の稜線との接	平成29年11月15日から平成39年11月14日まで

点に至り、同所から同稜線^{りょうせん}を北西進して起点に達する線に囲まれた区域

高知県告示第628号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき次のとおり特別保護地区の指定をするので、同条第4項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により当該特別保護地区の名称、区域及び存続期間を告示する。

平成29年9月15日

高知県知事 尾崎 正直

名称	区域	存続期間
横倉鳥獣保護区特別保護地区	横倉鳥獣保護区のうち宮内庁所有地及び横倉宮所有地の区域	平成29年11月1日から平成39年11月14日まで

高知県告示第629号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域の指定をするので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成29年9月15日

高知県知事 尾崎 正直

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
野友特定猟具使用禁止区域（銃）	安芸郡北川村と同郡奈半利町との境界と県道奈半利東洋との交点を起点とし、同所から同境界を北進し同村、同町及び同郡田野町の境界との接点に至り、同所から同村と同町との境界を北進し県道西谷田野との交点に至り、同所から同県道を北進及び東進し県道奈半利東洋との接点に至り、同所から同県道を北	平成29年11月15日から平成39年11月14日まで	銃器

東進し加茂頭首工との接点に至り、同所から同頭首工を東進し村道東岸線との接点に至り、同所から同村道を南西進し同県道との接点に至り、同所から同県道を南西進して起点に達する線に囲まれた区域

沖ノ島特定猟具使用禁止区域（銃）
安芸市の安芸川右岸と満潮位の海岸線との接点を起点とし、同所から同右岸を北進し同川支流の江ノ川右岸との接点に至り、同所から同右岸を北西進及び北進し市道久世港町一丁目線との交点（梶橋西詰め）に至り、同所から同市道を東進し国道55号との接点に至り、同所から同国道を東進し伊尾木川橋東詰めに至り、同所から伊尾木川左岸を南進し満潮位の海岸線との接点に至り、同所から満潮位の海岸線を西進して起点に達する線に囲まれた区域

平成29年11月15日から平成39年11月14日まで

銃器

山南特定猟具使用禁止区域（銃）
香南市香我美町上分の県道稗地中村と市道岡秋末線との接点を起点とし、同所から同市道を北東進し同市香我美町上分字アオキグチ473-1番地に至り、同所から同市香我美町上分445-47番地を見通す線を直進しミカン畑に通ずる私道に至り、同所から同私道を北進及び南東進し稗地部落の同市香我美町上分字沢谷の沢谷に至り、同所から同谷を南進し市道蛭野線との接点に至り、同所から同市道を南西進し同県道との接点に至り、同所から同県道を北西進して起点に達する線に囲まれた区域

平成29年11月15日から平成39年11月14日まで

銃器

片地特定猟具使用禁止区域
香美市土佐山田町佐古藪の市道102号線と市道3051号線との接点を起点とし、同所から同市道を北西進し市道217号線との

平成29年11月15日から平成39年11月14日まで

銃器

（銃）
接点に至り、同所から同市道を北進し市道3058号線との接点に至り、同所から同市道を北東進し農道舟谷池左岸線に至り、同所から同農道を北進し電源開発株式会社の長山送電線の直下との接点に至り、同所から同送電線の直下を南東進し市道3052号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し同市土佐山田町間字長畝丸697番地5の谷に至り、同所から同谷を南進し三宝神社の山頂（標高175メートル）に至り、同所から同神社の参拝道を南進し市道102号線との接点に至り、同所から同市道を西進して起点に達する線に囲まれた区域

上野田特定猟具使用禁止区域（銃）
南国市上野田の市道南国108号線と国道195号との接点を起点とし、同所から同国道を北東進し広域農道南国線との交点に至り、同所から同広域農道を南進し同市道との交点に至り、同所から同市道を西進して起点に達する線に囲まれた区域

平成29年11月15日から平成39年11月14日まで

銃器

中島特定猟具使用禁止区域（銃）
南国市岡豊町の国分川右岸と県道八幡大津との交点（岡豊橋北詰め）を起点とし、同所から同県道を南西進し国道195号との交点に至り、同所から同国道を東進し市道南国127号線との接点に至り、同所から同市道を南東進し市道一本松線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道日吉舟入川線との接点に至り、同所から同市道を西進し国道195号との接点に至り、同所から同国道を西進し同市と高知市との境界との交点に至り、同所から同境界を北進、西進及び北進し同右岸との交点に至り、同所から同右岸を東進して

平成29年11月15日から平成39年11月14日まで

銃器

法第18条の3第1項第3号に掲げる鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項（捕獲従事者の追加）

5 変更認定年月日
平成29年8月22日

高知県告示第631号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成29年9月15日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町脇ノ山字野久保8、中ノ川字タケノ畝141から144まで、146、156、157、321、322、324、字大東223、字エトコ319の1、字大畝330、334、335、342の2、364、字大アレ395、字キリノサコ401の2、424、436、450の1、456の3、字下根ズギ490、491

2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第632号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成29年9月15日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町大井川字横道山2394の26、字石フシノ東2397の1、2397の2、2397の8

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字横道山2394の26・字石フシノ東2397の1・2397の2・

2397の8（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第633号
漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。
なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、平成30年2月7日までに当該工作物等の返還を受けることができる。
平成29年9月15日
窪津漁港漁港管理者
高知県知事 尾崎 正直

1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
(1) F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.2メートル、船幅1.6メートル）
(2) F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長6.1メートル、船幅1.8メートル）
(3) F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.1メートル、船幅1.5メートル）
(4) F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長3.3メートル、船幅1.2メートル）

2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
土佐清水市窪津 窪津漁港漁具保管修理施設用地
平成29年8月7日午前9時

3 工作物等の保管を始めた日時及び保管場所
平成29年8月7日午前9時
土佐清水市窪津 窪津漁港漁具保管修理施設用地

4 所有者等の行うべき措置
所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

5 漁港管理者の措置
窪津漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないとき

は、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。
なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同法第39条の2第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

6 問い合わせ先
四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課維持管理第一班（電話番号0880-34-5222）

高知県告示第634号
漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。
なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、平成30年2月7日までに当該工作物等の返還を受けることができる。
平成29年9月15日
柏島漁港漁港管理者
高知県知事 尾崎 正直

1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
(1)ア F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.3メートル、船幅1.6メートル）
イ F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.3メートル、船幅2.1メートル）
ウ F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長6.2メートル、船幅1.7メートル）
(2) F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.6メートル、船幅1.6メートル）

2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
(1) 幡多郡大月町柏島 柏島漁港給油施設用地
平成29年8月7日午前9時
(2) 幡多郡大月町柏島 柏島漁港水産倉庫用地
平成29年8月7日午前9時

3 工作物等の保管を始めた日時及び保管場所
(1) 平成29年8月7日午前9時
幡多郡大月町柏島 柏島漁港給油施設用地
(2) 平成29年8月7日午前9時
幡多郡大月町柏島 柏島漁港水産倉庫用地

4 所有者等の行うべき措置
所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

5 漁港管理者の措置

柏島漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同法第39条の2第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

6 問い合わせ先

四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課維持管理第一班（電話番号0880-34-5222）

高知県告示第635号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、平成30年2月7日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

平成29年9月15日

古満目漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
 - FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.8メートル、船幅1.6メートル）
 - FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.8メートル、船幅1.5メートル）
- 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

幡多郡大月町古満目 古満目漁港護岸
平成29年8月7日午前9時
- 工作物等の保管を始めた日時及び保管場所

平成29年8月7日午前9時
幡多郡大月町古満目 古満目漁港護岸
- 所有者等の行うべき措置

所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 漁港管理者の措置

古満目漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同法第39条の2第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

6 問い合わせ先

四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課維持管理第一班（電話番号0880-34-5222）

高知県告示第636号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、平成30年2月7日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

平成29年9月15日

佐賀漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
 - FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長9.4メートル、船幅2.2メートル）
 - FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.2メートル、船幅1.5メートル）
 - 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

幡多郡黒潮町佐賀 佐賀漁港漁船修理施設用地
平成29年8月7日午前9時
 - 工作物等の保管を始めた日時及び保管場所

平成29年8月7日午前9時
幡多郡黒潮町佐賀 佐賀漁港漁船修理施設用地
 - 所有者等の行うべき措置

所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
 - 漁港管理者の措置

佐賀漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同法第39条の2第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。
 - 問い合わせ先

四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課維持管理第一班（電話番号0880-34-5222）
- #### 高知県告示第637号
- 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定に

より当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、平成30年2月7日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

平成29年9月15日

田野浦漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量

FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長9.7メートル、船幅2.6メートル）
 - 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

幡多郡黒潮町田野浦 田野浦漁港-3.0メートル岸壁
平成29年8月7日午前9時
 - 工作物等の保管を始めた日時及び保管場所

平成29年8月7日午前9時
幡多郡黒潮町田野浦 田野浦漁港-3.0メートル岸壁
 - 所有者等の行うべき措置

所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
 - 漁港管理者の措置

田野浦漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同法第39条の2第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。
 - 問い合わせ先

四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課維持管理第一班（電話番号0880-34-5222）
- #### 高知県告示第638号
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
- なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
- 平成29年9月15日
- 高知県知事 尾崎 正直

吾川郡いの町奈呂（久保）

（1） 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番

1	吾川郡いの町神谷字樋ノ口	4044
2	〃 〃 〃 〃	〃
3	〃 〃 〃 〃	1355
4	〃 〃 〃 字杉ノハナ	3715-5

(2) 区域

昭和52年3月高知県告示第160号で指定した吾川郡伊野町毛田保木急傾斜地崩壊危険区域内（以下「160号区域」という。）に存する標柱1と160号区域に存する標柱2を直線で結んだ線、160号区域に存する標柱2と標柱1を直線で結んだ線、標柱1から3までを順次に直線で結んだ線、標柱3と4を町道奈呂貴船線に沿って結んだ線及び標柱4と160号区域に存する標柱1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第639号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年9月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年9月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐清水宿毛
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡三原村宮ノ川 字五反田1750番から 幡多郡三原村宮ノ川 字マツキワラ1207番 1まで	前	12.2 }	440
		40.0	
	後	12.2 }	440
		52.9	

高知県告示第640号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成29年9月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年9月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 作屋影野停車場
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町勝賀野字梅木谷620番31から 高岡郡四万十町勝賀野字梅木谷620番5まで	58	平成29年9月15日

高知県告示第641号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成29年9月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市南はりまや町一丁目1-1
株式会社四国銀行
取締役頭取 山元 文明
- 2 売りさばき所の所在地及び名称
(変更前) 土佐清水市天神町2-5
株式会社四国銀行清水支店
(変更後) 土佐清水市清水ヶ丘7-7
株式会社四国銀行清水支店
- 3 変更承認年月日
平成29年9月1日

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により二級河川国分川水系について河川整備計画を次のとおり定めたので、同条第6項の規定により公表する。

平成29年9月15日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を高知県土木部河川課並びに高知県中央東土木事務所及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）



教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年9月15日

高知県教育長 田村 壯児

高知県教育委員会規則第11号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の吾川郡のいの町の項を次のように改める。

いの町	柳瀬小学校 清水第一小学校	平成16年10月1日 ”
-----	------------------	-----------------

別表第1の1級の幡多郡の黒潮町の項を次のように改める。

黒潮町	拳ノ川小学校	平成22年4月1日
-----	--------	-----------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第65号

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

平成29年9月6日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

表中

土佐清水市	浜垣教育集会所	土佐清水市大岐3145	平成18年9月8日
”	松崎福祉センター	土佐清水市加久見1466-42	”

を

土佐清水市	松崎福祉センター	土佐清水市加久見1466-42	平成18年9月8日
-------	----------	-----------------	-----------

に改め、

”	東谷教育集会所	土佐清水市布1160-1	”
---	---------	--------------	---

を削り、

”	”	”	”
---	---	---	---

”	きらら清水保育園	土佐清水市清水854番地140	平成27年10月5日
---	----------	-----------------	------------

を

”	きらら清水保育園	土佐清水市清水ヶ丘31番1号	平成29年9月6日
---	----------	----------------	-----------

に改める。

人 事 委 員 会 規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月15日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第30号**公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則**

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年高知県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(24) 一般社団法人高知県移住促進・人材確保センター

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成29年9月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
高知県総務事務委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日
平成29年8月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 落札金額
118,076,184円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成29年6月6日

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平29・4・21	号外13	◎人事委員会規則	3	左 (35・36)	「 <u>達しない生児</u> 」を「 <u>達しない生児</u> （特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）」に改める。	「 <u>生児</u> 」を「 <u>生児</u> （特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）」に改める。
			4	中 (40・41)	「 <u>達しない生児</u> 」を「 <u>達しない生児</u> （特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）」に改める。	「 <u>生児</u> 」を「 <u>生児</u> （特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）」に改める。
			6	左 (16・17)	「 <u>達しない生児</u> 」を「 <u>達しない生児</u> （特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）」に改める。	「 <u>生児</u> 」を「 <u>生児</u> （特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）」に改める。
平29・4・28	9932	◎告示	3	左 (13)	「四国銀行の <u>本支店出張所</u> 」を「四国銀行の <u>本支店出張所及び代理店</u> 」に改め	「四国銀行の本店出張所」を「四国銀行の本店出張所及び代理店」に改め
				左 (26)	「四国銀行の <u>本支店出張所</u> 」を「四国銀行の <u>本支店出張所及び代理店</u> 」に改め	「四国銀行の本店出張所」を「四国銀行の本店出張所及び代理店」に改め
平29・5・26	9939	◎規則	3	中 (2～4)	「 <u>組織変更の</u> 」を「 <u>組織変更（法第73条の3第1項に規定する組織変更をいう。以下この条において同じ。）の</u> 」に改め、	「 <u>組織変更</u> 」を「 <u>組織変更（法第73条の3第1項に規定する組織変更をいう。以下この条において同じ。）</u> 」に改め、
平29・6・1	号外17	◎訓令	1	中 (6)	<u>第53条第2項第1号</u>	第53条第1号
平29・6・23	9947	◎規則	1	中 (43)	<u>第4条第1項第3号</u>	第4条第3号